

第27回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業

及び東日本大震災等大規模災害特別助成事業 募集要項

【趣 旨】

「子どもの権利条約」（以下、条約）の国連採択(89年)、日本批准（94年）以降、4回の日本政府報告書審査が行われ、国連からさまざまな勧告を受けています。子どもの人権連は、他団体やNGOとともにNGOレポートを作成・提出し、審査に向け他団体等と連携しながらとりくみをすすめています。

23年4月「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。ようやく日本でも条約の理念の実現に踏み出しましたが、条約の認知度はまだまだ高いとは言えません。一方で、条約をふまえ、子どもの権利実現のために、あるいは条約の精神を具体化しようとするとりくみも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうした試みをさらに奨励し、機関誌等を通じて広める趣旨で、助成事業を行っています。また、東日本大震災をはじめとして激甚災害に指定された災害に関しては、条約を基盤にした被災地の子ども支援にかかわっているとりくみについても、引き続き特別助成を行います。ふるってご応募下さい。

【応募内容・審査基準】

子ども自身もしくは子ども期から引き続き活動している大学生などの若者が企画・運営にかかわる、学校・職場・地域などで子どもの権利の実現や普及・促進に貢献する内容のあらゆるところみ、たとえば、

***子どもたちの学びあいや、たまり場・居場所づくり**

***子どもの権利を確立するためのチャレンジ**

***子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなところみ**

などのとりくみを、現在行われているもの、これからとりくむものを問わず募集いたします。

子ども自身が主体的・継続的にかかわっているもの（かかわることを予定しているもの）に限ります。

（子どもたちが集会の企画や運営を行っている、これまで企画運営をしてきていた子どもが若者となって引き続きかかわっている、大学生・高校生などが幼い子どもたちのリーダーとしてアドバイスをしながら子ども中心に活動をつくっている 等）。

学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけの企画運営の子どもによる応募は大歓迎です。

子どもの主体的な企画・運営への支援ですので、経常費としてまかなわれるべき人件費や家賃、大人への謝礼などは対象外です。

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入の上、別途1200字から1600字程度で活動概要・計画（予定を含む）を書いて頂き、事務局に郵送してください。なお、送付物はA4版のみとしてください。

※資料等は返却いたしません。

活動の概要には、子どもの参加の状況（どのような形で何人くらい、子どもが主体となって活動にかかわっていることがわかるように書いてください）、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定（抱負）もあれば記述して下さい。（写真や資料等の貼付も可）。また、助成金（最大10万円）がその実践の何の費用として使用されるのかも「内訳」の欄に記述をお願い致します。

【助成費（活動費の一部として）】

1 件 10 万円を上限としますが、助成回数等も鑑み助成額は事務局で決定します。
(助成金の使途が証明できる書類を、事前または後日提出していただきます。)

【応募締切】

2026 年 5 月 8 日（金）必着

【審査基準】

子どもの権利の実現や普及・促進に貢献する内容のあらゆる試み

【審査委員】

石井 小夜子（弁護士）、梶原 貴（日本教職員組合中央執行委員長）、戸田雅威（全国人権教育研究協議会代表理事）、平野 裕二（A R C 代表）、森田 明美（東洋大学名誉教授）、斎藤 一久（明治大学法学部教授）、事務局

【結果発表】

発表は 2026 年 7 月頃。応募された方全員に結果をお知らせ致します。

【実践報告】

5000 字程度で活動報告書を提出していただきます。書式は Word 等のデータでご提出ください。

子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載させていただきますので（Web 配信を含む）
事前に写真や氏名の掲載承諾をご確認頂き、機関誌掲載用の原稿としておまとめのうえ、ご提出を
お願い致します。

【その他】

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。＜kodomo@jtu-net.or.jp>

WHAT' S 子どもの人権連？

日教組、自治労などの団体会員（年会費 1 万円）及び個人会員（年会費 5 千円）から構成する子どもの人権連は、86年の発足以来、国連・子どもの権利条約が94年に国内発効するまでは、主に子どもの権利条約の国内批准促進運動を、発効後は、条約の広報・理解、特に教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いてまいりました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴他、同委員会宛NGOレポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など、対国連活動も精力的に行っております。

会員お申込み及び機関誌見本のご請求は下記まで。

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 6 階
子どもの人権連事務局

